

令和6（2024）年度 議会基本条例検証結果

評価基準 … A：できている（目的が達成されている） B：できている（目的達成のため行動に努力が必要）
C：できていない（目的達成のため行動に改善が必要） D：できていない（条例改正が必要）

運営原則・活動原則	GRP	No.	条項	検証結果	
				検証（目的が達成されているか）	結果
（議会の運営原則） 第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき議会運営を行うものとする。 (1) 積極的な情報の公開、透明性と公平・公正の確保及び市民への説明責任を果たし、議会を市民に開かれたものにする。 (2) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、政策活動等の向上に努めること。 (3) 市長等と抑制と均衡のとれた関係を保ち、市政執行を監視すること。 (4) 議会の役割を不断に追求し、市民参加の推進を始め、市民の信託に応える議会改革に取り組むこと。	A	1	（議会の議決事件） 第11条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、市政の重要な計画等を議決事件に加えるものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2) 総合計画の基本構想に基づいて定める基本計画のうち、施策の体系の策定、変更又は廃止に関すること。 (3) 友好都市及び姉妹都市の協定の締結又は廃止に関すること。	・見直しの必要性はない。	A
	A	2	（政策等の説明要求及び審議） 第12条 議会は、市長が提案する重要な政策及び計画並びに事業（以下「政策等」という。）について、その水準を高め、議決責任を担保するため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。 (1) 政策等の背景、目的及び効果 (2) 総合計画における根拠及び位置付け (3) 関係ある法令、条例等 (4) 政策等の実施に係る事業費及びその財源 2 議会は、政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策等の評価に資する審議に努めるものとする。	・論点・質疑事項整理シートを活用し、論点の明確化を図っている。	A
	A	3	（基本的な計画の説明） 第12条の2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。	・協議会等で必要な説明を受けている。	A
	A	4	（調査機関等の設置） 第15条 議会は、市政の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 調査機関の設置及び運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。 3 議会は、市政の課題に関し政策の提言又は条例の制定等の必要があると認めるときは、議員で構成する政策検討会議を置くことができる。 4 政策検討会議の設置及び運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。	・第15条第2項「議長が別に定める」によるルール化が必要である。	B
	A	5	（附帯決議への対応） 第16条 議会は、本会議で可決された附帯決議について、市長等に事後の対応について報告を求めることができる。	・必要な機能として備わっている。	A
	A	6	（採択請願への対応） 第17条 議会は、採択した請願のうち市長等において措置することが適当とするものについて、市長等に事後の対応について報告を求めることができる。	・必要な機能として備わっている。	A
	A	7	（市民参加及び情報公開） 第19条 議会は、議案に係る各議員の賛否の表明状況など、議会活動に関する情報公開を徹底し、市民への説明責任を果たすものとする。 2 議会は、会議等を原則として公開するものとし、情報通信技術等の手段を利用し、議会の透明性の向上を図るものとする。 3 議会は、請願を市民の政策提言と位置付け、その審議に当たっては、提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を設けるものとする。	・必要な情報公開の取組を実施してきた。	A
	A	8	（広報・広聴の充実） 第20条 議会は、情報通信技術等の手段を利用し、多くの市民が議会に関心を高めるよう広報活動の充実に努めるものとする。 2 議会が条例を提案するに当たっては、パブリックコメントの実施その他の手法により、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。	・必要な広報・広聴の機会を設けてきた。 ・SNS等の活用に関しては、議会広報広聴常任委員会で引き続き議論する。	B

評価基準 … A：できている（目的が達成されている） B：できている（目的達成のため行動に努力が必要）
C：できていない（目的達成のため行動に改善が必要） D：できていない（条例改正が必要）

運営原則・活動原則	GRP	No.	条項	検証結果	
				検証（目的が達成されているか）	結果
	A	9	（議会の報告会等） 第21条 議会は、市民への報告等を行う場（以下この条において「報告会等」という。）を設け、議会活動及び市政の諸課題について、情報提供及び情報共有に努めるものとする。 2 議会は、市民との意見交換の場を設け、必要に応じて市民の意見を政策活動等に反映させるよう努めるものとする。 3 報告会等に関して必要な事項は、議長が別に定める。	・市民との意見交換会を実施してきた。 ・幅広い層へのアプローチとして、議会広報広聴常任委員会で中学生との意見交換会を検討している。	A
	A	10	（議会と市長等との関係） 第22条 議会審議における議員と市長等は、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努めるものとし、議員は、本会議における質問等は、論点を市民に分かりやすくするよう努めるものとする。 2 議員は、議会の休会中、緊急の事態が発生したときは、議長の許可を得た上で、市長等に対して文書による質問を行うことができる。文書による質問に関して必要な事項は、議長が別に定める。 3 本会議又は委員会において、議員の質問に対して答弁をする者は、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。反問に関して必要な事項は、議長が別に定める。	・実施している。	A
	A	11	（適正な議会費の確立） 第23条 議会は、適正な議会活動を確立するため、議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。	・実施している。	A
	A	12	（災害時における議会及び議員の対応） 第25条 議会は、市が災害対策本部を設置したときは、これを支援し、協力するため、柏崎市議会災害対策支援本部（以下この条において「議会支援本部」という。）を設置するものとする。 2 議員は、議会支援本部が設置されたときは、議長が別に定める要綱に基づき適切に行動し、市民の安全・安心の確保に資するものとする。	・議会災害時対応訓練（議会災害時対応マニュアルの初動から初期までの行動確認、会議のオンライン参加の環境確認）を実施した。	A
	A	13	（議員研修の充実・強化） 第26条 議会は、政策活動等の向上を図るため、議員研修の充実・強化に努めるものとする。 2 議会は、基本条例の目的と理念が理解されるよう、一般選挙を経た任期開始後速やかに議員研修を行うものとする。	・適切に実施している。	A
	A	14	（議会事務局の体制整備） 第27条 議会は、政策活動等の向上を図るため、これを補助する組織としての議会事務局について、地方自治全般に関わる調査及び法制部門の充実に努めるものとする。	・条例に基づく人員、体制強化を引き続き求めていく。 ・「議会事務局」から「議会局」への調査研究が必要である。	B
	A	15	（議会図書室の充実及び利用） 第28条 議会は、政策活動等の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。 2 議会は、議会図書室が市民に利用できるよう適切な措置を講じるものとする。 3 議会図書室の管理に関して必要な事項は、新潟県柏崎市議会図書室規程（昭和27年3月議会事務局規程第1号）に定める。	・充実化が図られ、必要に応じて利用されている。 ・原子力アーカイブの電子化を進めている。	A
	A	16	（条例の検証及び見直し手続） 第32条 議会は、基本条例の理念及び基本条例に基づいて制定された議会関係条例等を遵守するものとする。 2 議会は、2年ごとに1回、当該年度末までに基本条例の目的が達成されているかどうか、議会運営委員会において検証し、結果を市民に公表するものとする。この場合において、議会は、その検証の結果、改善が必要と認めるときは、適切な措置を講じるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、議会は、やむを得ない理由があると認められるときは、前項に規定する検証を随時に行うことができるものとする。	・検証のタイミングを改選後3年以内に変更する。 ※第32条第2項の改正が必要	D

令和6（2024）年度 議会基本条例検証結果

評価基準 … A：できている（目的が達成されている） B：できている（目的達成のため行動に努力が必要）
C：できていない（目的達成のため行動に改善が必要） D：できていない（条例改正が必要）

運営原則・活動原則	GRP	No.	条項	検証結果	
				検証（目的が達成されているか）	結果
（議員の活動原則） 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。 (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市民福祉の向上のための活動に努めること。 (2) 議会は合議制の議事機関であることに鑑み、議員の自由討議を図り、合意形成に努めること。 (3) 調査・研究活動を積極的に行い、政策活動等に反映させるよう努めること。 (4) 議会活動に必要な見識を高め、不断の自己研さんと政治倫理の向上に努めること。	B	1	（政務活動費） 第18条 政務活動費は、政策活動等の向上を図る調査・研究活動のため、有効に活用するものとする。 2 政務活動費の執行に当たっては、新潟県柏崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第18号）の規定を遵守し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。	・セムカンの試験導入により、事務処理の簡素化は図られた。 ・市政課題に応じた研修、行政視察の活発化が必要である。	B
	B	2	（議員間討議の重視） 第24条 議会は、言論の府であることを認識し、議会の機能を発揮するため、議員相互間の自由討議を十分に行い、合意形成の醸成に努めるものとする。	・各分科会で議員間討議を活発にするために、論点整理に努力する。 ・議員間討議をより活発にするためにも、議員全員がその必要性や重要性を理解する研修などを積極的に行う必要がある。	B
	B	3	（議員の政治倫理） 第29条 議員は、新潟県柏崎市議会議員倫理条例（平成25年条例第31号）を遵守するものとする。	・各議員個人が倫理の向上に努めている。	A
（委員会の活動原則） 第5条 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行い、委員会討議を重視することに努めるものとする。 2 委員長は、委員会運営に当たっては、公平・公正を確保し、秩序保持に努めるものとする。 3 委員会は、所管に係る関係団体との意見交換会を行うなど、多様な運営により市民の要請に応えとともに、市民参加の推進に努めるものとする。	C	1	（政策等の説明要求及び審議） 第12条 議会は、市長が提案する重要な政策及び計画並びに事業（以下「政策等」という。）について、その水準を高め、議決責任を担保するため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めることができる。 (1) 政策等の背景、目的及び効果 (2) 総合計画における根拠及び位置付け (3) 関係ある法令、条例等 (4) 政策等の実施に係る事業費及びその財源 2 議会は、政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策等の評価に資する審議に努めるものとする。	・論点・質疑事項整理シートを活用し、論点の明確化を図っている。	A
	C	2	（専門的知見の活用） 第14条 議会は、議案の審査又は討議に反映させるため、学識経験を有する者等に市の事務に関する専門的事項の調査を依頼し、又は公聴会を開き、若しくは参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。 2 公聴会及び参考人に関して必要な事項は、新潟県柏崎市議会会議規則で定めるものとする。	・実施している。	A
	C	3	（市民参加及び情報公開） 第19条 議会は、議案に係る各議員の賛否の表明状況など、議会活動に関する情報公開を徹底し、市民への説明責任を果たすものとする。 2 議会は、会議等を原則として公開するものとし、情報通信技術等の手段を利用し、議会の透明性の向上を図るものとする。 3 議会は、請願を市民の政策提言と位置付け、その審議に当たっては、提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を設けるものとする。	・実施している。	A
	C	4	（議会と市長等との関係） 第22条 議会審議における議員と市長等は、広く市政上の論点及び争点を明確にするよう努めるものとし、議員は、本会議における質問等は、論点を市民に分かりやすくするよう努めるものとする。 2 議員は、議会の休会中、緊急の事態が発生したときは、議長の許可を得た上で、市長等に対して文書による質問を行うことができる。文書による質問に関して必要な事項は、議長が別に定める。 3 本会議又は委員会において、議員の質問に対して答弁をする者は、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。反問に関して必要な事項は、議長が別に定める。	・実施している。	A
	C	5	（議員間討議の重視） 第24条 議会は、言論の府であることを認識し、議会の機能を発揮するため、議員相互間の自由討議を十分に行い、合意形成の醸成に努めるものとする。	・各分科会で議員間討議を活発にするために、論点整理に努力する。 ・議員間討議をより活発にするためにも、議員全員がその必要性や重要性を理解する研修などを積極的に行う必要がある。	B